

健衛発0430第2号
平成26年4月30日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長
（公印省略）

生活衛生関係営業地域活性化連携事業の実施について

生活衛生関係事業者が業種を超えた連携のもとで行う各生活衛生関係事業者の特性を活かした事業実施を推進するため、別紙のとおり「生活衛生関係営業地域活性化連携事業実施要領」を定めたので、この旨御了知の上、円滑な運用を期するよう貴管下生活衛生営業指導センターに対する指導をお願いします。

なお、本事業は地域の特色に応じた取り組みが必要であることから、生活衛生同業組合と公益財団法人都道府県生活衛生営業指導センターはじめ関係機関、関係団体が緊密な連携のもとに効果的な事業が実施されるよう配慮をお願いします。

健衛発0430第2号
平成26年4月30日

〔公益財団法人全国生活衛生営業指導センター理事長
各生活衛生同業組合の長 殿
各生活衛生同業組合連合会の長〕

厚生労働省健康局生活衛生課長
(公印省略)

生活衛生関係営業地域活性化連携事業の実施について

生活衛生関係事業者が業種を超えた連携のもとで行う各生活衛生関係事業者の特性を活かした事業実施を推進するため、別紙のとおり「生活衛生関係営業地域活性化連携事業実施要領」を定めたので、これにより事業の適正かつ円滑な実施を図られたい。

なお、本事業は地域の特色に応じた取り組みが必要であることから、公益財団法人都道府県生活衛生営業指導センター、地方自治体等と連携を密にして効果的に実施するようお願いする。

別 紙

生活衛生関係営業地域活性化連携事業実施要領

1 目的

本事業は、生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）、公益財団法人都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）及び公益財団法人全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）等の取組みにより、生活衛生関係事業者が業種を超えた連携を行うことで、高齢社会への対応に向けた各生活衛生関係事業者の特性を活かした健康づくりや生活支援等のサービスの実施を推進するなど、生活衛生関係営業の振興・発展と衛生水準の維持向上及び経営の安定化を図り、もって地域の活性化に資することを目的とする。

2 実施主体

本事業は、生衛組合、全国指導センター及び都道府県指導センターにおいて実施する。

3 事業内容

（1）生衛組合が行う事業

各地域・各業種の特色を踏まえ、業種を超えて、業種や地域に共通する課題に対応し、各生活衛生関係事業者が連携して地域活性化に資する事業を行う。

[想定される課題例]

- ・健康づくり、生活支援等の高齢社会への対応
- ・買い物弱者対策の推進
- ・地域ブランドやにぎわいの創出
- ・事業者の特性を活かした付加価値の創造
- ・地産地消の推進
- ・外国人利用客へのサービスの推進 等

（2）都道府県指導センターが行う事業

都道府県内の生衛組合が行う本事業に関する企画及び総合調整等を行い、地域の特色を活かした本事業の円滑な実施を支援する。

（3）全国指導センターが行う事業

都道府県指導センターが行う本事業に対する事業企画支援やアドバイス等の指導・支援、全国の状況把握のための調査・集約・分析等を行い、全国指導センターの持つシンクタンク機能を活かして本事業の円滑な実施を支援する。

4 その他

(1) 関係機関との連携

事業の実施に当たっては、生衛組合、都道府県指導センター及び全国指導センター等が相互に連携を図るとともに、都道府県等関係機関とも十分な連携を図るものとする。

(2) 経費

本要領に基づく事業に要する経費については、別に定める生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱により、予算の範囲内で補助を行う。

ただし、同一の者が行う同一の事業に対する補助金は重複しないこととする。

5 この要領は平成26年4月1日より適用する。